

キケロー『国家論 (De re publica)』の混合政体論

— 混合政体論はフランス革命を乗り越え得たか？ —

早瀬 明

〈Kurze Inhaltsangabe〉

Die Theorie der Mischverfassung hat bis ins 19. Jahrhundert hinein einen großen Einfluß auf das politische Denken in Europa ausgeübt. Ihr Einfluß reichte jedoch nicht bis in die heutige Zeit. Man geht davon aus, daß die Französische Revolution der Wendepunkt war. In diesem Aufsatz wird versucht, den Mechanismus dieses Wendepunkts bis zu den Ideen des antiken römischen Politikers und Denkers Marcus Tullius Cicero (106 v. Chr. bis 43 v. Chr.) und sogar noch weiter zurück zu den historischen Ursprüngen seines Gedankens zurückzuverfolgen.

Das Hauptmaterial für die Betrachtung ist sein Werk *De re publica* (Die Theorie des Staates). Zunächst werden das historische Verständnis, auf dem die Theorie der Mischverfassung beruht, und die allgemeine Weltanschauungsstruktur, deren Bestandteil dieses historische Verständnis ist, in Bezug auf diese Staatstheorie analysiert. Anschließend wird es aufgezeigt, daß die weltanschaulichen Grundlagen der Mischverfassungstheorie durch die Aufklärung und die Revolution untergraben werden und die Theorie zwangsläufig in den Hintergrund treten mußte.

Dabei orientiert der Verfasser sich an der neueren Republikanismusforschung und thematisiert das Verhältnis von der Mischverfassungstheorie und dem Gedanken der Aufklärung und der Französischen Revolution unter besonderer Berücksichtigung der Struktur des historischen bzw. zeitlichen Verständnisses. Die Grundperspektive des Aufsatzes besteht darin, den historischen Wandel politischer Konzepte als einen Aspekt des Weltanschauungswandels zu verstehen.

序論

混合政体論は、19世紀に至るまで、ヨーロッパの政治的思考に大きな影響力を行使してきた。然るに、その影響力は現代に迄は及んでいない。その転回点は、フランス革命に在った、と推測される。小論は、その転換のメカニズムを、古代ローマの政治家・思想家キケロー (Marcus Tullius Cicero, BC106–BC43) の思想にまで遡って、更には、その歴史的起源にまで遡って、追究しようとする。

考察の主たる素材は、彼の『国家論 (De re publica)』である。先ず、この『国家論』に即して、混合政体論の前提する歴史理解と、その歴史理解を構成要素とする全体的な世界観の構造とが、

分析される。次いで、混合政体論の世界観的な基礎が啓蒙主義と革命とによって掘り崩されて、混合政体論が表舞台から退いていかなければならなかった必然性が、示される。

その際、近年の共和主義研究からヒントを得て、特に歴史理解乃至時間理解の構造に着目して混合政体論と啓蒙主義乃至フランス革命との関係を取り上げる。政治的概念の歴史的变化を世界観的变化の一局面として理解しようとするのが、小論の基本的な視点である。

第一章 混合政体論に於ける「循環」概念

ヨーロッパの国家論は、18世紀更に19世紀に至るまで、古代的な政体論、或は寧ろ所謂混合政体論の思考枠組に拘束されてきた。例えば、最近になって精密な思想史研究によって確認された様に、モンテスキュー (Charles-Louis de Montesquieu, 1689-1755) の『法の精神』での議論も、権力分立論であるよりは、混合政体論をその中核とする内容であり¹⁾、ヘーゲル (Georg Wilhelm Friedrich Hegel, 1770-1831) の国家論ですら、その外見とは異なって、混合政体論の影響を認め得る内容をもつ。古代的な枠組が現代近くまで及んでいることには驚きを禁じ得ない。

1-1 プラトン・アリストテレス

混合政体論の歴史は、後世に狭義の意味で混合政体論と看做されたものに局限せず、少し緩い意味で理解すれば、アリストテレス (Αριστοτέλης, BC384-BC322) の『政治学』更にはプラトン (Πλάτων, BC427-BC347) の『国家』に遡る。混合政体論の直接的な前提をなすのは、勿論、統治者数と統治目的とを基準として六種類の国制分類を立てそれらの間の遷移の必然性を論じた『政治学』でのアリストテレスの議論である。然し、そうした区分論と遷移論との基礎に在るのは、プラトンの『国家』第8巻並びに第9巻で展開された不完全国家を巡る議論である。そこでは、理想国家即ち「優秀者支配制」²⁾が次々と「間違った在り方をする (四種類の) 国家」³⁾へ遷移することが、そこに住まう人間の在り方から説明されていた。そして、そうした遷移の根源的根拠が、神話的表象を纏った法則性の裡に求められていた。即ち「およそ生じてきたすべてのものには滅びというものがあるから (ἐπει γενομένῳ παντὶ φθορά ἐστίν)」⁴⁾と言われ、そこに、難解な数の理論によって説明される「周期 (περίοδος)」⁵⁾が成り立つとされていた。

プラトンの議論を承けて、アリストテレスは『政治学』第3巻で、統治者数と統治目的とを基準として、六種類の国制分類を設け、正しい国制とそれから逸脱した国制とを区別し、特に同第5巻で逸脱の病理を論じた後、同書第6巻第7巻で、民主制と寡頭制との混合形態を最善の国制として提示したのであった。

然し、初めて、諸政体の歴史的循環とその政体循環からの脱却という基本的な枠組みで、混合政体論を理論的に基礎づけたのは、共和政期ローマで活躍したギリシア人歴史家ポリュビオス (Πολύβιος, BC200?-BC120) である。後世に多大な影響を及ぼしたキケローの混合政体論は、このポリュビオスの政体循環論を基礎に確立されたものである。

1-2 政体循環のメカニズムと循環からの脱却

ポリュビオスの政体循環論はアリストテレスの政体分類の改善を基礎にしている⁶⁾。即ち、正しい政体としての王制 (βασιλεία)・優秀者支配制 (ἀριστοκρατία)・民主制 (δημοκρατία) と、逸脱した政体としての独裁制 (μοναρχία)・寡頭制 (ὀλιγαρχία)・衆愚制 (ὄγλοκρατία)⁷⁾。政体循環論の洞察は、これらの政体の間で、自然発生的な独裁制から始まって順次各政体を経て最後に再び独裁制に還帰する「国制の循環 (πολιτειῶν ἀνακύκλωσις)」⁸⁾の成立が必然的だ、換言すれば、如何に優れた政体であれ、それが安定的に持続することはあり得ない、と見た点に在る。

ポリュビオスは、この政体循環が「自然の法則 (φύσεως οἰκονομία)」⁹⁾に従う、と理解し、この法則性こそが、却って、循環からの脱却を可能にする、と考える。そうした思考を彼に可能にしたのは、スパルタの伝説的立法者リュクルゴスの存在であった。この立法者こそは事実によって循環を脱却して安定的で最善の国制への可能性を拓いた存在である。「こうしてリュクルゴスは国制の自然的推移の原因は何か、またそれがどのように起こるのか (πόθεν [ἕκαστα] καὶ πῶς) といったことを理知のはたらきによって洞察し、現実の痛手を受けることなく以上の〔末長く存続できる〕国制を作りあげた。」¹⁰⁾「リュクルゴスは、国制を創設するにあたって、単一種からなる純粋な形態を避け、複数のすぐれた国家体制のもつ特長と利点をすべてひとつに寄せ集めた。」¹¹⁾即ち、混合政体の誕生である。ポリュビオスは、この事実認識と上の法則認識とに基づいて、独自の混合政体論を確立することになる。そして、その中で、共和政のローマこそが最善にして且つ不変の混合政体を具現するものである、と主張するのである。

尤も、その一方で、以下の様に述べて、その衰退の必然性を既に洞察してもいる¹²⁾。

「存在するものはすべて衰弱と変質 (φθορὰ καὶ μεταβολή) を免れない。そのことは特に説明する必要も無かろう。たえまない自然の移ろい (ἢ τῆς φύσεως ἀνάγκη) がそのことを十分に納得させてくれる。」¹³⁾

ポリュビオスは、最高の完成に到達したローマ国家と云えども、「自然の定め」には逆らえないと見ているのである。遠く帝政ローマの滅亡を予見していたと云うべきか。

第二章 混合政体論の具体的展開

ポリュビオスそしてキケローの混合政体論の具体的展開の現実的基礎は、共和政期のローマに在った。後世に於ける混合政体論の伝統も、その基礎に、共和政ローマの理想化を秘めている。茲では、斯様な理想化の結実の具体を明らかにする。

2-1 ポリュビオスの混合政体論

ポリュビオスは、共和政のローマの政治体制に混合政体の具現を見る。即ち、共和政ローマの

政治体制を構成する三要素、執政官・元老院・市民＝民会は、夫々、独裁制乃至王制・優秀者支配制・民主制に対応し、共和政全体は、これらが混合した諸政体の「調和 (ἀρμονία)」¹⁴⁾として成り立ち、この調和は、更に、相互的な「抑制 (βλάπτειν)」¹⁵⁾と「協力 (συνεργεῖν)」¹⁶⁾とから成るとされる。ポリュビオスが共和政理解の現実的基礎として想定しているのは、第一次ポエニ戦争の始まる紀元前264年から第三次ポエニ戦争が終わる紀元前146年までの時期の共和政である。この時期のローマ共和政は、対外的には、カルタゴを破って地中海世界の覇権を確立し、対内的には、紀元前367年の改革によって身分闘争¹⁷⁾の足掛かりを掴み、紀元前287年のlex Hortensiaの成立を以て制度的基盤を整えた共和政が、アリストテレスの唱えた「最善の国制」である優秀者支配制と民主制との混合政体としての完成に到達した、共和政の爛熟期に相当していた。ポリュビオスは、その中に、政体循環を脱却し安定性を獲得した共和政の完成を見ていたのである。

2-2 キケローの混合政体論

帝政に至るまでの、共和政末期の所謂「内乱の一世紀」を生きたキケローが、共和政こそ最善にして永遠の政体たるを確信して展開した混合政体論は、以下の様な筋道で展開される。即ち、出発点に在るのは、国家 (res publica) の定義である。(下線は引用者。)

「国家とは国民の物である。しかし、国民とはなんらかの方法で集められた人間のあらゆる集合ではなく、法についての合意と利益の共有によって結合された民衆の集合である。(Est igitur, … res publica res populi, populus autem non omnis hominum coetus quoquo modo congregatus, sed coetus multitudinis iuris consensu et utilitatis communione sociatus.)」¹⁸⁾

この定義の核心は、民衆の集合が国民であるための条件に在る。即ち、「法についての合意」と「[この合意によって得られる]利益の共有」とによって何が国民の中で実現されるか、という点に在る。キケローは、それが法乃至権利及び財産の「等しさ」¹⁹⁾という意味での正義 (iustitia)²⁰⁾である、とする。そして、この「等しさ」が、アリストテレスの『ニコマコス倫理学』の中で提示された配分的正義²¹⁾に相当することは、明白である。即ち、国家に於いて公平性としての正義が実現されることを可能にする所以が、法についての合意と利益の共有であり、これによって民衆結合は国家となる、とされる。(下線は引用者。)

「正しく公平に運営されるとき、それが国家、すなわち国民の「物」である (tunc esse rem publicam, id est rem populi, cum bene ac iuste geritur)」²²⁾

そして、斯様な正義を実現しようとする「正しく公平な」国家運営こそが、政治の課題だとされる。そのことを、キケローは、国家が正しくない方向に傾くことを阻止することだ、とも表現する。(下線は引用者。)

「私の話のすべてが取り組んでいる政治的洞察の根本は、各々の国家の傾く〔正しくない〕方向を認めて、それを引きとめ、あるいは、前もってそれに対抗することができるように、国家の曲折した行程を理解することにある。(id enim est caput civilis prudentiae, in qua omnis haec nostra versatur oratio, videre itinera flexusque rerum publicarum, ut, cum sciatis quo quaeque res inclinet, retinere aut ante possitis occurrere.)」²³⁾

斯様な国家運営を可能にする制度的基盤が、混合政体である。処で、公正な国家運営が阻止すべき正義の喪失とは、既に明らかな様に、正しい政体から不正な政体への循環に他ならないのであるが、そうした循環が混合政体の中で生じ難い理由は、次の様に説明される。(下線は引用者。)

「このこと〔循環〕は《〔三政体が〕結び合わされ適当に混ぜ合わされた国家の体制〔=混合政体〕》においては、指導者たちに大きな欠陥のないかぎり、ほとんど起こらない。〔指導者たち〕各人がその地位に確固として配置され、真逆さまに落ち込む陥穽がないところでは、変革の原因があるわけがないからである。(hoc in hac iuncta moderateque permixta conformatione rei publicae non ferme sine magnis principum vitiis evenit. non est enim causa conversionis, ubi in suo quisque est gradu firmiter collocatus et non subest, quo praecipitet ac decidat.)」²⁴⁾

即ち、聊か漠然とした表現であるが、混合政体の制度的利点をキケローは、特定の勢力が突出した権力を得て不公平が生じることを相互に抑制し合う、制度的配置或は構造の裡に見ている。凝縮した表現をすれば、公平 (aequabilitas) と安定 (firmitudo) を²⁵⁾、勢力間の相互的抑制即ち均衡によって実現し得る、とするのが混合政体論である。

只、現存する諸断片の中で、キケローが直接的に「均衡」の概念に言及しているのは、以下の唯一箇所に過ぎず、そこで均衡の動的構造が明らかにされているとは必ずしも言い得ない²⁶⁾。(下線は引用者。)

「権利と義務と任務の等しい釣合いが国に存在し、こうして十分な権限が政務官たちに、十分な権威が指導者たちの審議に、十分な自由が国民にあるのでなければ、国家のこの政体は不変に保つことができないのである。(nisi aequabilis haec in civitate compensatio sit et iuris et officii et muneris, ut et potestatis satis in magistratibus et auctoritatis in principum consilio et libertatis in populo sit, non posse hunc incommutabilem rei publicae conservari statum.)」²⁷⁾

寧ろ、上の引用で「各々の国家の傾く〔正しくない〕方向を認めてそれを引きとめ、あるいは前もってそれに対抗する」と言われている時の「引きとめ」「対抗する」主体が、執政官・元老

院・民会、或は「政務官」「指導者」「国民」の中のいずれか以外ではあり得ない限りでは、それらの間で生じた特定勢力の突出を「引きとめる (retinere)」或は「前もって対抗する (ante occurrere)」という働きが、相互的抑制即ち均衡の動的構造を、なおも抽象的にはあれども、表現していることは、明白である。

第三章 キケロー混合政体論の歴史的基礎

キケローの混合政体論は、ポリュビオスの場合同様、純然たる理論的構築物ではない。寧ろ、共和政に至るローマ史の解釈であり、共和政の歴史的現実の必然性と永遠性との弁証である。

3-1 ローマ史の構成——歴史の克服に至る歴史

『国家論』は、第2巻で、建国から共和政の確立に至るまでのローマ史を記述する。構成の点でプラトンの『国家』を模倣する『国家論』は、「最善の国制」の何たるかを明らかにする際に、プラトンと対照的な方法を採用。即ち、「国家の明確な実例や形態」²⁸⁾即ち歴史的事実に即して、ローマの歴史を構成しようとする。それは、事実と看做された限りでの、ロームルスによる建国事業の偉大性の記述から始まり、優れた王政が6代続いた後7代目に王が専制的支配者に転じた歴史が、次いで、断片的ではあるが、代々の執政官による国家維持のための法的努力が、更に、元老院が有力であった時代に十人委員会の不正に因って国家的混乱の生じた歴史が語られ、最終的に、最善の政体として混合政体がローマに実現されるに至ったことが、示される。肝腎の部分に散佚が多いが、混合政体が最善の政体であることを、ローマを「実例 (exemplum)」²⁹⁾として示すキケローの意図に疑問の余地はない。即ち、キケローによって、ローマ史は、ローマの国制が完成に至るまでの、事実に基づく「模範的」歴史として、構成され提示されたのである。

茲での歴史記述に、ローマに於いて国制循環の歴史に終止符が打たれるまでの歴史を記述するという明確な意図が読み取れることに、疑問の余地はない。換言すれば、歴史を終わらせる歴史が、語られている。但し、茲での歴史とは、ローマ国家の歴史である。この点では、キケローが混合政体論を展開するに際して参照したことが確実なポリュビオスの上掲書『歴史』と、歴史を語る立場を異にするとは云え、根本的に同じである³⁰⁾。キケローとポリュビオスは、時期に100年程の開きがあるとは云え、共に、ローマが圧倒的な力で地中海世界全体を征服していく時代に生きたのであり、周囲で起こる政治的出来事のすべてがローマに関わる時代に生きた。従って、共和政ローマの政体を弁証するのに、異国ギリシアのアリストテレスの理論枠組に依拠しながらも、その事実根拠をローマ以外に求める必要が無かったし、それ以外は不可能であった。故に、キケローは、ローマの正当性を、ローマの完結した歴史のみによって弁証し得る、と考えたし、そう考えざるを得なかったのである。そのようなキケローにとって、ローマの枠組を超えて歴史を拡大的に構想することは無意味な事ですらあった³¹⁾。

3-2 永遠のローマ — 歴史性の否定

「永遠のローマ」という表現がある。タキトゥスの言葉に由来する³²⁾、この表現は、勿論、帝政ローマを念頭に置いて語られたものである。然し、ローマの永遠性に対する確信は、その含意が異なるとは云え、共和政時代に既に存在したのである。キケローの『国家論』は、その証拠文書のひとつである。

キケローには、混合政体としての共和政が実現されたことによって、ローマが再び国制循環の歴史を辿ることは最早あり得ず、その意味での永遠性が獲得されている、という確信があった。

「国は永遠に存在するべく設立されていなければならない」³³⁾とキケローが語ると同時に、「国家は、もし人々が父祖の制度と慣習によって生活するなら永続することができるだろう」³⁴⁾と語る時、彼が、プラトンとの意識的対照の中で³⁵⁾、ローマ国家の現実的な在り方を追求する政治家である限りは、彼の中に共和政のローマの永遠性に対する確信があったことに疑問の余地は無い。この永遠の共和政の中で、国制循環という意味の、キケローの歴史は、終焉している。ローマの圧倒的な隆盛の只中に在って、キケローは、歴史の終焉を語り得た、と云うべきである。

但し、その一方で、その永遠性は絶対的なものと理解されていない。永遠性の成立は、優れた制度（混合政体としての共和政）を運用する優れた政治家が国家を運営する限りでのこと、即ち条件的なこと、と理解されている。プラトンの『国家』での「エルの物語」に倣ってキケローが『国家論』末尾に「スキューピオの夢 (Somnium Scipionis)」を付加したのは、そうした思想に基づくものと理解し得る。そこには、恐らく、共和政ローマで実現される永遠性を、地上的な永遠性と相対化すると同時に、天上的な永遠性への通路として意味付ける意図もあった、と推測される。人間の努力に依存する永遠性は、仮令条件的なものであるとしても、その条件性を越えた世界に通じているものと理解されている。「スキューピオの夢」で語られる天上世界の物語は、そのように解釈することによってのみ、現実世界のローマ史と整合的に統一され得るからである³⁶⁾。

斯くして、キケローの『国家論』の中に、二重の意味での歴史の否定が見出せることになる。ひとつは、政体循環としての歴史の終焉という意味での歴史の否定であり、もうひとつは、現実の歴史が成り立つ地上世界自体からの脱却という意味での歴史の否定である。歴史と同時に歴史の否定が語られる所に、キケローの『国家論』の大きな構造的特色がある。

第四章 混合政体論と歴史理解

歴史の否定を語り得るという事態は、如何なる歴史理解を前提しているか。混合政体論が前提している歴史概念の構造を分析する。

4-1 歴史の循環性

キケローの『国家論』は、その掉尾を飾る「スキューピオの夢」で開陳された壮大な宇宙論と

そこでの天体即ち自然の運行乃至循環の認識とを基礎にしている。当然、キケローの歴史理解も、宇宙に於ける自然の循環性³⁷⁾の認識を基礎としている。人間の営みの総ては、循環する自然の中での出来事として理解されている。果たして、共和政に至るローマ史も斯様な循環的自然を基礎として成り立つと言われる。(下線は引用者。)

「あなたは、わが国が進歩し、いわば自然の経過と行程によって最善の政体に達するのを見るなら、(si progredientem rem publicam atque in optimum statum naturali quodam itinere et cursu venientem videris ;)」³⁸⁾

キケローは、斯様な自然乃至宇宙がアリストテレス的な神によって動かされ統治されている、と理解するが³⁹⁾、この統治は、如何なる人間の介入も排除するような必然性に貫かれたものではない。寧ろ、循環的自然の行程として成り立つローマ史は、人間的努力の成果でもあり得る、と言われる。事実、次の様に、共和政ローマの確立された歴史が偶然に基づくものではない、と言われる時、キケローは、自然の行程が人間的理性の働きに基づく際に貫徹される必然性の成立を認めているであろう。(下線は、引用者。)

「またローマ国民が、偶然によってではなく、思慮と陶冶によって確立された…ことを〔あなたは〕認めるだろう。(intelligesque non fortuito populum Romanum, sed consilio et disciplina confirmatum esse ...)」⁴⁰⁾

この「思慮と陶冶」を可能にしている所以こそ、理性 (ratio) に他ならない。この理性概念こそが、混合政体としての共和政を以て完成するローマ史を、成立せしめる。換言すれば、『国家論』の歴史的議論の哲学的基礎は、この理性概念に在る。

4-2 理性的認識

キケローの理性概念或は寧ろ自然概念は単純ではない。一般に自然法思想の歴史の文脈で言及されるのは、専ら『法律論 (De Legibus)』で展開された其であるが、『国家論』では別の側面が語られている。

『法律論』でキケローは、理性を「人間に内在する神的なもの」と捉え、この理性によって、善悪の尺度たる自然を模範として模倣することが可能になり、法律そして国家が可能になる、と考える。以下の引用がその筋道を示している。(下線及び山括弧・角括弧は引用者。)

「だが、わたしたちは、自然という規範によるのでなければ、善い法律と悪い法律を区別することはできない。また、法と不法のみでなく、およそ立派なことと恥ずべきことのすべてが自然に基づいて区別されることになる。(atqui nos legem bonam a mala nulla alia nisi

naturae norma dividere possumus; nec solum ius et iniuria natura diiudicatur, sed omnino omnia honesta et turpia.」⁴¹⁾

「さらに、自然から教わる形で無数の技術が発見された。自然を模倣することによって、理性は〈生活に必要なもの〉を巧みに獲得したのだ。(artes vero innumerabiles repertae sunt docente natura; quam imitata ratio [res ad vitam necessarias] sollerter consecuta est.)」⁴²⁾

斯様に、模範としての自然を理性が模倣し得る根拠を、キケローは、理性の神性の裡に見ている、と言ってよい。

「こうして、理性よりも優れたものはなく、それ〔理性〕は人間にも神にもあるものだから、人間と神との最初の結び付きは理性によるそれということになる。(est igitur, quoniam nihil est ratione melius aeque est et in homine et in deo, prima homini cum deo rationis societas;)」⁴³⁾

茲で示された、理性による神と人間の根源的な結び付き (prima societas) は、キケローの法律論を成立せしめている最も根源的事態である。『法律論』特にその第一巻の法律本質論は、この根源的関係を基礎として、法律の成立根拠を明らかにしようとするものである。そして、その限りで、議論は整合的と看做し得る。

然るに、こうした神的理性を備えた人間を、ローマの歴史的現実の中で捉えようとする『国家論』に於いては、理性について、『法律論』とは異なる側面に目が向けられる。歴史的現実の中では、理性性から逸脱する人間の在り方こそが、その根拠を究明されるべき問題となるのである。その意味で、『国家論』の以下の条は、特に注目すべきものである。(下線及び括弧は引用者。)

「だが、〔事物の自然そのものが必然的にそうさせたこと〕、即ち、〔王から解放された国民が以前より多くの権利を要求し、間を置かずに、およそ16年後、ポストゥムス・コミニウスとスプリウス・カッシウスが執政官の時に、〔その権利を〕獲得したこと〕、そうしたことには、おそらく、理性が欠けていたが、とはいえ、国家の自然そのものはしばしば理性に打ち勝つのである。(Sed, id, quod fieri natura rerum ipsa cogebat, ut plusculum sibi iuris populus adscisceret liberatus a regibus, non longo intervallo, sexto decimo fere anno, Postumo Cominio Sp. Cassio consulibus consecutus est; in quo defuit fortasse ratio, sed tamen vincit ipsa rerum publicarum natura saepe rationem.)」⁴⁴⁾

茲には、自然が理性に背く可能性が、示されている。事実的背景として、輝かしい武功を上げたにも拘わらず、patriciiから、王政復古を企てた嫌疑を懸けられて、処刑された二人の執政官の事例が、国民 (populus) 従って国家 (res publica) の行動に理性が欠落した証拠として、拳

げられている。然し、直接的な事例として、王政から共和政への移行に際して生じた事態が、想定されてはいるが、本質的には、政体循環に際して生じ得る事態一般が想定されている、と看做し得るであろう。即ち、「諸事物の自然 (natura rerum)」或は「諸国家の自然 (natura rerum publicarum)」が理性に「打ち勝つ (vincere)」可能性が、一般的な仕方で提示されている、と看做し得る。

実際、政体循環を歴史的事実として認めようとするならば、『法律論』に於けるが如くに自然の理性性を語るだけでは済まされなくなる。正しい政体から不正な政体への逸脱に対しても、その根拠を示さなければならなくなる。模範としての自然を語るだけでは、歴史的变化の現実を説明することは出来ないのである。恐らく、この点に、『法律論』の自然概念と『国家論』の自然概念との相違が生じて来る根拠がある。

もし『法律論』での議論での如く、理性を神的なものと理解し得るとすれば、自然概念には、神的なものに背反する可能性が秘められていなければならない。『国家論』は、歴史の現実を通して、そうした問題に触れている、と言える。然し、残念ながら、キケローの現存する文章の中には、そうした可能性を根拠付ける原理に対する掘り下げが欠落している。換言すれば、悪の起源の問題に対する徹底した考察が欠落している⁴⁵⁾。

とは云え、非理性的なものを含むものとしての自然という理解は、『国家論』でのローマ史理解の通奏低音であり続けているのみならず、「スキューピオーの夢」で展開される神話的宇宙論の前提を成してもいる。国家論を支える哲学の中に、『法律論』とは異なる自然理解が見られる。

4-3 歴史と理性

『国家論』では、『法律論』とは異なって、理性性から逸脱する人間の在り方が主題化されて、そうした逸脱から脱却する方途が探究される、と見て好いであろう。換言すれば、『法律論』が、人間の理性性から、法律やそれに基づく諸制度を、演繹的に正当化しようとする議論を展開する書であるとすれば、『国家論』は、歴史の現実の理解を可能にする自然概念に即して、混合政体の必然性を帰納的に正当化しようとする書である、と整理することもできるであろう。

混合政体論の意味を理解する上で重要な点は、それを単に狭い意味での政治的概念と理解しないことである。それは、寧ろ、ひとつの世界観の一部なのである。そして、その中核をなすのが、古代的な時間概念であり歴史理解である。ローマの歴史の現実には即して最善の国制の在り方を追究するキケローにとって、国家論は歴史理解と切り離し得ない。抽象的な自然法思想に基づいて国家の在り方が追究されたのではない。

その意味で、『法律論』には見られない方法論的議論が『国家論』に見られる点は、極めて重要である。以下の条では、ラエリウスの言葉として、スキューピオー即ちキケローの思想が「新しい方法」に基づくものであることが、プラトン批判という形をとって示されていた。(下線並びに括弧内は引用者。)

「わたしたちにはよく分かる、また、あなた〔スキピオー〕はあなたで、ギリシア人の著作にはけっして見当たらない新しい方法で議論を始めたこともだ。じじつ、著作において誰も凌駕することのなかったあの卓越した人〔プラトン〕は、彼の判断に基づいて国家を作り上げる場所をみずから決めたのだが、その国家は、おそらく見事なものであるにせよ、しかし、人間の生活と習慣からかけ離れたものであった。(Nos vero videmus, et te quidem ingressum ratione ad disputandum nova, quae nusquam est in Graecorum libris. nam princeps ille, quo nemo in scribendo praestantior fuit, aream sibi sum[p]sit, in qua civitatem extrueret arbitrato suo, praeclaram ille quidem fortasse, sed a vita hominum abhorrentem et a moribus,)」⁴⁶⁾

茲でキケローは、最善の政体を見出すための「方法 (ratio)」がプラトンのイデア論とは異なる「新しい」ものであることを明確に宣言している。そして、その新しさの核心は、既述の「実例 (exemplum)」⁴⁷⁾という概念に含意される、「人間の生活と習慣 (vita hominum et mos)」即ち人間の歴史的現実への内在にある。

歴史への此の内在は、キケローの思想に於いて、歴史からの超出と不可分の事柄として理解されており、両者の不可分性は、或は、歴史への内在と超越との相即性は、宇宙の循環についての神話的表象を援用しながら、統一的に理解されている。果たして、エウロギウスの伝える如くに、「スキピオーの夢」が「賢人」キケローの確信的な「推測」⁴⁸⁾であるならば、神話的表象を以て語られる宇宙論も、国家論の思想的基礎付けとしての意味をもち得る。そうした枠組みの中で、歴史的現実への特に政治的内在は、以下の様に意味付けられる。(下線及び括弧内は引用者。)

「祖国を守り、助け、興隆させた者すべてのために、天界において特定の場所が定められており、そこで彼らは至福の者として永遠の生を享受できる、…これらの〔法によって結ばれた、国と呼ばれる人間の結合と集合としての〕国の指導者と保護者は、ここ〔天界〕から出てここへ戻ってくるのだ。(omnibus, qui patriam conservaverint, adiuverint, auxerint, certum esse in caelo definitum locum, ubi beati aevo sempiterno fruuntur ; ... concilia coetusque hominum iure sociati, quae civitates appellantur ; harum rectores et conservatores hinc profecti huc revertuntur.)」⁴⁹⁾

茲で注目すべきは、地上に於ける政治的生が、永遠から出て永遠に還る魂の循環に於ける途中的過程として、位置付けられている点である。斯様な過程の中で、地上に於ける政治的生の完結は、魂の循環が完結するための条件と看做されている、と言える。このように、古代に於いて、政治的生が地上的な活動に限定されたものではない、という点は、政治のもつ意味を理解する上で確認しておかなければならないことである。詰り、政治は、永遠へ通じる入口なのであった。

政体循環のローマ史に完結を齎す所以である混合政体のもつ意味は、単なる現実政治の問題と

してのみならず、寧ろ、上述の様な宗教的・哲学的意味をもつ問題として捉えられなければならないのである。少なくともキケローの意図乃至思想を忠実に理解しようとする限りは。

混合政体論の斯様な思想的基盤は、恐らくピュタゴラス学派さらには古代オルベウス教の思想にまで遡るであろう循環的歴史概念とそこからの脱却という課題概念に在り、歴史的循環からの脱却を可能にする理性の概念が、キケローの混合政体論の最も根本的な思想基盤を成している、と見られる。その事を示唆するのが、次の様な、スキピオの義理の祖父大アフリカーヌスの言葉である。(括弧中及び下線は引用者。)

「彼ら〔父パウルス、その他の英雄たち〕は生きている。身体の束縛から、あたかも牢獄からのように羽ばたいて逃れてきたのだ。しかし、おまえたちの生と呼ばれているものは死である。 (hi vivunt, qui e corporum vinculis tamquam e carcere evolaverunt, vestra vero, quae dicitur, vita mors est.)」⁵⁰⁾

茲での「牢獄 (carcer)」の比喩が、プラトンの中期対話篇『パイドン』でも登場していた「牢獄 (είργμός)」⁵¹⁾の比喩とそれに纏わる輪廻転生の思想、魂の不死性の思想に連なるものであることは、明白である。更には、キケローの『国家論』に於ける「スキピオの夢」が、プラトンの『国家』に於ける、死後世界についての「エルの物語」に対応付けられている点から見れば、茲での用語の対応には、思想的意味があると言わなければならない。そうした視点から突き詰めて言えば、プラトンの『国家』に於いて、魂の不死性と政治とが本質的の連関を持っていたのと同様に、キケローの『国家論』に於いても、魂の不死性と政治とは本質的の連関を持っていた、と考えられるのである。更に、具体的な論点にまで掘り下げて言えば、キケローの混合政体論の思想的奥行きは、プラトンとの思想的対応を想定しながら、歴史的現実を如何にして超越するかという哲学的問題意識からして初めて理解し得るものとなる、と考えられるのである。只、上で引用した「ギリシア人の著作にはけっして見当たらない新しい方法」という条が示唆している様に、現実世界からの超越という思想的課題は、プラトンの場合とは異なって、現実の歴史と対決し、現実的な方法を見出すという困難を伴っていたのである。混合政体論は、その意味で、キケローによるローマ史の歴史的現実との具体的な対決の産物と看做されなければならないのである。

第五章 世界観的変動と混合政体論 ― 伝統との決別 ―

所で、キケローの政治的・歴史的・哲学的思索の結晶として生み出された混合政体論は、その後のヨーロッパに於ける政治思想史の中で、永きに亙って影響力を持ち続けた。その影響は18世紀末まで及んだ。然し、特にイギリスに於ける近代の諸革命を通して古代的共和主義の復興が、権力分立論という形で、進行する傍らで、特にフランス革命を契機として、その影響力は急速に衰えていった⁵²⁾。そうした急速な衰退は、恐らく、世界観的変動を考慮せずしては理解できない

事態であったと思われる。最後に、その問題について少し掘り下げて考察する。

18世紀から19世紀にかけて生じた、共和主義理解を巡る変動は、狭義での政治的概念史上の出来事に尽きるものではなかった可能性がある。そうした視点から、古代ローマ共和政の賞讃と結び付いた混合政体論が、近代に於ける共和主義の興隆の中で衰退していった理由が、問われなければならない。少なくとも、混合政体論の衰退が既に18世紀から始まっていた歴史的事実、君主制がその後も命永らえた歴史的事実を勘案すれば、混合政体論が君主制的要素を含んでいた事だけが衰退の理由とは思われない。より根源的な理由が探求されるべきであろう。

そのためには、混合政体論が近世ヨーロッパで辿った歴史を、簡潔に顧みておく必要がある。混合政体論に対する最初の原理的批判者として登場したのはボダン (Jean Bodin, 1530-1596) である。その理論的根拠を成したのは、国家の根本原理としての主権の不可分割性の思想である⁵³⁾。その思想に基づいて混合政体論は理論的には否定されることになる⁵⁴⁾。然るに、現実の国家形式を考えるに際しては、調和的正義の実現という視点から、混合政体論に再接近することになる⁵⁵⁾。解釈の余地のある点とは云え、同様の過渡的構造は、権力の不可分割性に明白に言及したルソー (Jean-Jacques Rousseau, 1712-1778) の『社会契約論 (Le Contrat social)』(1762)にも認められる⁵⁶⁾。彼等に在っては、混合政体論の影響は未だ残存していたと見るべきであろう。その意味ではホブズ (Thomas Hobbes, 1588-1679)の方がより徹底していた、と言い得る。何故なら、『リヴァイアサン (Leviathan)』(1651)の中で、「混合統治 (mixed government)」或は「混合君主政 (mixed monarchy)」を、コモンウェルスを弱体化させ解体に導く所以と位置付け⁵⁷⁾、『ビヒモス (Behemoth)』(1679)の中では、「それ〔混合君主政〕は実のところ純然たる無政府状態以外の何者でもない (it were indeed nothing else but pure anarchy.)」⁵⁸⁾とまで決め付けているからである。然るに、ホブズの斯様な徹底性にも拘わらず、やはり、ルソーにも認められる様に、18世紀に至るまで、古代ローマ共和政の混合政体を高く評価する傾向は維持された。18世紀でも、モンテスキューやギボン (Edward Gibbon, 1737-1794)に代表される様に、帝政ローマの滅亡が政治哲学的・歴史哲学的な問題となる一方で⁵⁹⁾、ポリュビオスやキケロー以来の混合政体論を少なくとも現実的な意味で高く評価する意見は、フランス革命期に至るまでも、絶えなかった⁶⁰⁾。

キケローの政治思想は、その世界観全体との統一に於いて理解されるべきである。これが小論での解釈の根本姿勢である。彼の混合政体論でも、『国家論』の全体構造から理解されなければならない。小論が重視するのは、混合政体論と一体の歴史理解である。その根本モチーフを次の様に理解する。混合政体は、歴史を完結に導くと共に、歴史を超え出る通路ともなる、そうした可能性を孕む事柄として理解されている、と。即ち、①歴史の完結 (可能) 性、②歴史からの超越 (可能) 性。

斯様に、国家の在り方が、歴史性或は時間性から永遠性への通路としての役割を果たし得る、という論理構造は、古代から近世へと貫かれるカトリック的普遍史の概念⁶¹⁾の中に継承されている、と見ることができる。何故なら、それは、キリスト教的救済史概念の根本構造でもあるから。但し、茲では、その巨大な理論体系自体は、取り上げない。

普遍史概念へ継承された斯様な歴史理解の根本構造を崩壊に至らしめた新しい思想が啓蒙主義である。その崩壊過程に於いて決定的な理論的貢献をなした思想家がカント (Immanuel Kant, 1724-1804) であったことは、既に明らかにされている⁶²⁾。即ち、カントは、ニュートン物理学の成果に基づいて、「伝統的普遍史の諸前提を根本から破壊した。」⁶³⁾また、「普遍史的な意味での「終末」は、歴史から排除され、まさに終末を迎えたのである。」⁶⁴⁾

然し、重要なことは、そうした啓蒙主義思想家達の中で進行した普遍史概念の崩壊という事態が一部知識人の中での出来事に止まらずに、社会的変動を伴う政治的な出来事の中にも現れ出てきたという事実である。即ち、フランス革命、そして、その中で敢行された、伝統的時間概念の切断、共和暦の制定である。暦の刷新は、世界観の基盤部分の変更を含む、極めて根本的な意味を有する重大事件である。政治的概念の変動も、斯様に根本的な出来事との連関の中で理解されなければならない。

1792年9月21日国民公会に於いてキリスト紀元の廃止が議決された。この時期に進行していた非キリスト教化政策の一環であり、「暦をとおして農業の体系を確立し、また国民を農業へとつれもどすという考え」⁶⁵⁾を実現しようとするものであったが、理性を原理として政治と自然とを結合しようとする企てであった。そこには、ロベスピエール (Maximilien François Marie Isidore de Robespierre, 1758-1794) の言葉を借りるなら、「世界は変わった。世界はなおも変わらねばならない。現に存在するものとかつて存在したものとあいだに、共通するものが何かあるであろうか。」⁶⁶⁾という、《歴史そして歴史理解を切断し得るという確信》が支配していた。共和暦制定の企てが政治的に成功したか否か、そのこと自体が重要なのではなく、暦或は寧ろ時間が、時間の支配が政治の課題として認識されるに至ったことが重要なのである⁶⁷⁾。

斯様な変革の基礎に在った啓蒙主義的歴史理解を代表するのが、コンドルセ (Marie Jean Antoine Nicolas de Caritat, marquis de Condorcet, 1743-1794) の遺著『人間精神進歩史 (Esquisse d'un tableau historique des progrès de l'esprit humain)』(1795) である。そこでは、普遍史的な歴史理解の明確な否定が宣言されている。即ち、①人間の進歩の無限性に対する確信⁶⁸⁾と②「神学的夢想 (des rêveries théologiques)」⁶⁹⁾としての永遠性の排除。そして、斯様な内容を含む同書は、コンドルセの不運な刑死の後に、公教育委員会の名に於いて印刷され、フランス全土の公教育機関に於いて、その代表者に配布されたのである。ドイツで哲学者カントが理論的な仕方で遂行した、伝統的歴史理解の破壊を、フランスでは革命という歴史的出来事が政治的・社会的な仕方で遂行した、と言い得る。

フランス革命の中で、キケローの歴史理解を引き継いだ普遍史概念の根本前提が否定された。この事実が決定的に重要な意味をもつ。而も、コンドルセが、その遺著に於いて、伝統的思想の中に真理を見出そうとする態度に対する明確な否認を宣言していたことは、社会的な意味でも、大きな意味を持っていたと推測される。彼は、啓蒙主義的な、更には、科学的な精神の必然的な帰結として、次の様に述べていたのである。

「勿論、哲学は、過去の何世紀もの歴史の中のみ行為の基準を見出し得ると、また、古代思想の研究の中のみ真理を見出し得ると信じてきた迷信を、追放しなければならなかった。(La philosophie a dû proscrire sans doute cette superstition, qui croyait ne pouvoir trouver des règles de conduite que dans l'histoire des siècles passés, et des vérités, que dans l'étude des opinions anciennes.)」⁷⁰⁾

然し、この主張は、人類の歴史を論じる『人間精神進歩史』を著すこととは矛盾しない。寧ろ逆である。コンドルセは、人類の歴史の記述を通して、人類の桎梏であった伝統的思想の誤謬を剔抉することによってこそ、伝統思想からの解放は可能になる、と考えているのである。

「如何にして人民が騙され墮落させられ悲惨に沈潜してきたかを知ることが、不必要であろうか？ (Seroit-il donc inutile de savoir comment les peuples ont été trompés, corrompus, ou plongés dans la misère ?)」⁷¹⁾

コンドルセの著作は、フランス革命期に伝統的歴史理解が蒙った運命を象徴するものであった、と見ることができる。即ち、啓蒙主義の普及は、国境を越えて、且つ、次第に一般市民に浸透しながら、伝統的歴史理解の基盤を掘り崩していった、と見られる。

この時期に生じた政治的概念を巡る変動は、上で見た歴史理解の変動を含む包括的な世界観の変動の一環として理解されるべきものである。それまでキリスト教的ヨーロッパに於ける世界観を構成していた諸要素が悉く、理性批判に耐えることができずに、否定されていった。救済史が否定され、歴史の始まり（〔神話的〕創造）も終り（〔神話的〕終末）も否定され、彼岸的・永遠的世界の存在も否定された。ヨーロッパの世界理解は、今や、スピノザ（Baruch De Spinoza, 1632-1677）が見通していたような合理的・一元論的世界理解へと移りつつあったと言えるであろう⁷²⁾。但し、それが何処まで徹底され得たか、という事実問題は、また別の問題である。

斯様な巨大な世界観的変動の中で、ポリュビオス・キケロー以来の混合政体論は、果たして、生き延びることができたのであろうか。それが前提していた①歴史の完結可能性も、②歴史からの超越可能性も、従って③歴史的世界と永遠の世界とを媒介する通路としての役割も、総て、18世紀の啓蒙主義とその帰結たる18世紀末の革命とを通して否定されてしまった、と言い得るのではないか。

確かに、視野を純然たる政治的概念に限定した場合、混合政体論は、革命を契機として、権力分立論への構造的転換過程に入った、と見ることが出来る⁷³⁾。即ち、革命以前までは政体の安定性という伝統的なモチーフに支えられて⁷⁴⁾、政治的構成要素の結合統一に政治的課題の重心が在ったのに対して、革命以後は人権の尊重・保護という近代的なモチーフに支えられて、権力の集中・濫用の阻止を目的とする権力分立論へと、重心が移動したのである。詰り、人権思想の成立を転回点として、権力の結合ではなく、権力の分割が必要とされるに至ったのである。然し、斯

様な政治的構造転換が可能となる為には、伝統的な混合政体論の基盤を形成していた世界観そのものが動揺させられ解体されるのでなければならなかった。政治的構造が変化する為には世界理解の根本概念が変化する必要があった。これが、小論の根本的な見通しであり、その一端を、時間概念或は歴史概念の変化の中に見出そうとしてきたのである。

結論 新しい概念枠組への転換

フランス革命の中で、伝統的な歴史概念の、突き詰めれば伝統的な時間概念の社会的な解体が始まった。このことが伝統的な政治的概念の基盤を掘り崩した。この解体乃至崩壊過程を支えた思想は、一般に、啓蒙主義と称される。然し、斯様な過程は、ハイムゼートが示した様に⁷⁵⁾、18世紀啓蒙主義に限定されるものではなく、ヨーロッパ近世全体を貫く根本動向と看做さなければならないだろう。そうした視点からは、混合政体論がフランス革命を直接的な契機として蒙った衰退は、ヨーロッパ近世史の一つの帰結に過ぎないと理解すべきものである。

その意味では、混合政体論の伝統が衰退する18世紀末乃至19世紀初頭は、時間概念或は歴史概念が刷新された変革期であった、と見るべきであるのみならず、理性概念が刷新された変革期であった、とも言うべきである。コンドルセの著作は、その歴史叙述の粗雑にも拘らず、そこで提示された科学的な理性概念の先進性の点で際立っており、斯様な理性概念の成立する所では、伝統的な混合政体論の基盤を成していた、科学的根拠をもたない世界観が成り立ち得ないことは既に明白である。果たして、次の様に宣言する思想の前で、古い理性概念に支えられた混合政体論は、持ち堪えられるであろうか。問題は既に、世界観を構成する知識の科学的・合理的な基盤の存立如何の問題になっているのである。

「斯くして、太陽が、地上では最早、自分の理性以外の如何なる主人をも認める事の無い自由な人間しか照らさないような時代が、到来するであろう。そうした時代に在っては、暴君や奴隸、聖職者とその愚劣乃至偽善的な道具〔終末論的な普遍史或は救済史の概念、永遠の世界としての天国の概念etc.〕などは、最早、〔過去の、そして、虚構の〕歴史の中と〔演劇の〕舞台の上でしか見られなくなるであろう。(Il arrivera donc, ce moment où le soleil n'éclairera plus, sur la terre, que des hommes libres, ne reconnoissant d'autre maître que leur raison ; où les tyrans et les esclaves, les prêtres et leurs stupides ou hypocrites instrumens n'existeront plus que dans l'histoire et sur les théâtres ;)」⁷⁶⁾

総括。ポーコックは、その深遠な歴史研究書の序文の中で、「中世から近代初期にかけてのヨーロッパ人の時間意識の特定の持続的な型が、共和国の出現と共和国への市民の参加に導いた」⁷⁷⁾と述べたが、小論は、逆に、その「時間意識の特定の持続的な型」が崩壊する過程を、伝統的な国家理解に於いて中核的な位置を占めてきた混合政体の概念に即して追跡したものである。

そして、革命という政治的出来事の中で進行した政治概念史的な過程は、その背後に、世界理解の最も基礎的な概念枠組の変更に関わる世界観的過程を伴っている、或は寧ろ、そうした過程に支えられている、これが小論の結論である。既に紙数も尽きた。その歴史的経緯の更に詳細な分析は、別の機会に譲り、大雑把な見通しを提示することで擱筆せざるを得ない。

注

- 1) 上村剛『権力分立論の誕生 ブリテン帝国の『法の精神』受容』, 岩波書店, 2021年。
- 2) 544E 通例の如く, ステファヌス版プラトン全集の頁数と段落とを示す。以下, テキスト引用に際しては, Loeb Classical Library, Plato, The Republic Books VI-X, 1994に基づくものとする。
- 3) 544A
- 4) 546A
- 5) 546B 難解な数の理論については, 田中・藤沢編『プラトン全集11』, 藤沢令夫訳『国家』, 岩波書店, 1976年, 759頁以下の解説を参照。
- 6) 特に民主制に対する評価について, 否定的であったアリストテレスの場合とは異なる。
- 7) 特に Book VII. 4. ;Loeb Classical Library, Polybius, The Histories Books 5-8, 2011, p.298. 訳語は以下に基づく。城江良和訳『ポリュビオス 歴史2』西洋古典叢書, 京都大学学術出版会, 2007年, 288頁。
- 8) Ibid. p.314.
- 9) Loc. cit.
- 10) Ibid. p.318. 上掲訳書, 298頁。自然の法則性が自然の変更を可能にする, という認識の成立が語られている。
- 11) Ibid. p.316. 上掲訳書, 297頁。
- 12) 混合政体論の基礎に在る自然概念とその自然概念に潜む生命論的自然理解との間の不整合の外観が如何に解決され得るのか, 未解決問題である。上掲訳書の467頁での解説を参照。
- 13) Ibid. p.438. 上掲訳書364頁。"Ὅτι μὲν οὖν πᾶσι τοῖς οὖσιν ὑπόκειται φθορά καὶ μεταβολὴ σχεδὸν οὐ προσδεῖ λόγων· ἰκανὴ γὰρ ἡ τῆς φύσεως ἀνάγκη παραστήσαι τὴν τοιαύτην πίστιν." 自然は, 政体循環からの脱却を可能にするだけでなく, 脱却した者を減ぼしもする, と言われていることになる。
- 14) Ibid. p.344. 上掲訳書314頁。
- 15) Loc. cit. 上掲訳書同所。
- 16) Loc. cit. 上掲訳書同所。
- 17) E. マイヤー著, 鈴木一州訳『ローマ人の国家と国家思想』, 岩波書店, 1978年, 58頁以下。「ローマの身分闘争とは, …社会的地位からみれば, 貴族に匹敵する少数の大家族が, 国家において貴族と同等の権限を求めた闘争なのである」(同書, 61頁。)この闘争は, 「今後, 平民の決定(平民会決議plebiscitum)が, 全人民の名によって民会で採択された法と同一の法的効力を持つべきことを規定した」(同書, 67頁)紀元前287年のlex Hortensiaの成立まで続いた。
- 18) Loeb Classical Library, Cicero, On the republic on the laws, 2006, p.64. 訳文は, 概ね, 以下に拠る。岡道男訳「国家について」, 『キケロー選集8』, 岩波書店, 1999年, 37頁以下。
- 19) Op. cit. p.74. 原語は多様。aequalis, par, et al.
- 20) Ibid. p.182. 上掲訳書106頁。
- 21) Loeb Classical Library, Aristotle, Nicomachean ethics, 1994, p.268. "εἰ οὖν τὸ ἄδικον ἄνιστον, τὸ δίκαιον ἴσον:"

- 22) Loeb Classical Library, Augustine, City of God 1, 1966, p.220. 上掲訳書, 108頁。直訳では「正しく公平に運営されるとき, 国家, すなわち国民の「物」が存在する。」アウグスティヌスによる伝承。
- 23) Cicero, op. cit. p.154. 上掲訳書91頁 (一部改変)。「国家の行程」を, 直前のテキストで, *naturalis motus atque circuitus* [自然の運行と周回] と表現していた。ポリュビオスの思想の影響が色濃く出ている。
- 24) Ibid. p.104. 上掲訳書60頁。collareの語義をOLDでは, 次の様に説明している。”2 To set up, place, in a proper or particular position.” 或は ”4 To station, post (troops, etc.) for tactical or strategic purposes.”
- 25) Loc. cit. 上掲訳書同頁。
- 26) 政体循環からの脱却を可能にする混合政体の内部構造特にその動的機構についてのキケローの説明は, 総じて抽象的で, 具体性に欠ける感みがある。対象の構造分析は総じて不得手であった。
- 27) Ibid. p.168. 上掲訳書98頁以下。形容詞 *incommutabilis* に含まれる動詞 *commutare* は, 一般的な意味での「変更」の他に, 「交替」の意味を含む。Georgesの羅独辞典での *commuto* の項を参照。茲で, 政体循環が含意されていることは, 明白である。
- 28) Ibid. p.130. 上掲訳書76頁。
- 29) Ibid. p.106. 上掲訳書61頁。 *exemplum* に「模倣されるべき模範」という含意があることは, キケローの意図を理解する上で, 重要な点である。この点は, 例えば, Georgesの羅独辞典での語義解説に, 明確に示されている。(OLDの語義説明では, その点が, 必ずしも鮮明ではない。)
- 30) 城江良和訳『ポリュビオス 歴史』全4巻, 西洋古典叢書, 京都大学学術出版会, 2004-2013年。
- 31) Ibid. p.62. 上掲訳書37頁。
- 32) Publius Cornelius Tacitus, *Annales*, 3. 6. “Principes mortales, rem publicam aeternam esse.” 猶, 引用は, Biblioteca Medicea Laurenziana所蔵の手稿版の写真に基づいている。茲で *res publica* と言われているものが帝政に移行して間もないローマを指すことは, 自明である。
- 33) Ibid. p.212. 上掲訳書124頁。“debet enim constituta sic esse civitas, ut aeterna sit.”
- 34) Ibid. P.216. 上掲訳書128頁。“[res publica,] quae poterat esse perpetua, si patriis viveretur institutis et moribus.”
- 35) 例えば『国家論』第2巻第11章でのプラトン批判を参照。Ibid. p.130. 上掲訳書76頁。「人間の生活と慣習からかけ離れた (*a vita hominum abhorrens et moribus*)」という表現を参照。
- 36) Ibid. p.278. 上掲訳書170頁。“siquidem bene meritis de patria quasi limes ad caeli aditum patet” この条件文が接続法ではなく直説法で書かれている点に着目すべきである。
- 37) この点は, 「スキューピオーの夢」から明白に認識し得る。そこには, 宇宙の周回の単位 (36,000年) を示す「一巡りの年 (*vertens annus*)」という概念も登場する。キケローの時間概念は, 根本的に周期的・循環的である。尚, 前注23で引用した条「*naturalis motus atque circuitus* [自然の運行と周回]」に登場する用語 *circuitus* にも注目する必要がある。*circuitus solis* なら「太陽の周転」である。
- 38) Ibid. p.138. 上掲訳書81頁。但し, 岡訳は, *progredi* を「進展」と訳している。尚, この条件文も直説法で記述されている。
- 39) この点も, 同様に, 「スキューピオーの夢」から明白に認識し得る。
- 40) Loc. cit. 上掲訳書同頁。
- 41) Ibid. p.346. 訳文は, 以下に拠る。岡道男訳「法律について」, 『キケロー選集8』, 岩波書店, 1999年, 209頁。
- 42) Ibid. p.324. 同上訳書197頁。茲での *vita* には, 当然, *vita civilis* 並びに *vita publica* が含まれるであろう。因みに, *consequi* には, 「獲得する」という意味の他に「模倣する」という意味もある。

- 43) Ibid. p.320. 同上訳書196頁。
- 44) Ibid. p.168. 上掲訳書98頁。但し、原テキストの *consecutum* を、TVSCVLVM 版に従って、*consecutus* に変更し、岡訳には、大幅な変更を加えてある。テキストの変更は、*ut* 文章全体の主語が *populus* であるとする判断に基づくものであり、また、訳文の大幅変更の目的は、指示関係及び論理的構造をより明確にすることに在る。文章の自然性は無視している。
- 45) ラクタンティウス (Lactantius) の『神学教理 (Divinae Institutiones)』が伝えている『法律論』断片には、「悪」を「自然」に對置した箇所が見出せるが、悪の掘り下げた追究は無い。Ibid. p.518. 上掲訳書「法律について」202頁。「同じ一つの自然によって宇宙がすべての部分を互いに合致させ、一体となって存立しているように、そのようにすべての人間は、自然 (*natura*) によって互いに結ばれているが、悪 (*pravitas*) のゆえに考えを異にするのであって、自分たちが血族関係にあり、すべての者が同じ一つの庇護のもとに置かれていることを理解しないのである。このような考えをもつことができるなら、人間はまちがいに神々の生を送ることができるだろう。(Sicut una eademque natura mundus omnibus partibus inter se congruentibus cohaeret ac nititur, sic omnes homines inter se natura confusi pravitate dissentiunt nec se intelligunt esse consanguineos et subiectos sub unam eandemque tutelam ; quod si teneretur, deorum profecto vitam homines viverent.)」(下線及び括弧は引用者。)
- 但し、茲で注意すべきは、自然に拠る結合 (*confusio*) が、悪による不一致 (*dissentio*) を含んでいる点である。その意味では、自然と悪は、厳密な意味では対立していない。従って、自然は、純粋な意味での模範ではあり得ない。これは、『法律論』内部での不整合と云うべき事態である。因みに、最後に登場する *vita deorum* は、『国家論』の「スキューピオーの夢」での神話的世界像と合致している。
- 46) Ibid. p.130. 上掲訳書p.76.
- 47) Ibid. p.178. 上掲訳書p.104. 前注29も参照。
- 48) Favonii Evlogii, *Disputatio de Somnio Scipionis*, ed. Alfred Holder, 1901, S.1 : “haec, quae de animae immortalitate dicerentur caeloque, [non] somniantium philosophorum esse commenta, nec fabulas incredibiles, quas Epicurei derident, sed prudentium coniecturas.” (括弧内及び下線は引用者。) 誤植は、断らずに修正してある。
- 49) Ibid. p.264/266. 上掲訳書162頁。
- 50) Ibid. p.266. 上掲訳書同所。
- 51) *Platonis Opera*, ed. John Burnet. Oxford University Press, Vol.1, 1903, p.138, 82E. 田中・藤沢編『プラトン全集 1』, 松永雄二訳「パイドン」, 岩波書店, 1975年, 240頁。
- 52) Alois Riklin, *Machtteilung Geschichte der Mischverfassung*, 2006, S.349ff. イギリスでの混合政体論の発展については、同書352頁以下を参照。フランス革命前後の変動については、同書353頁以下、特に387頁以下を参照。この研究は、政治的概念史という意味では、包括的で詳細な重要研究であるが、小論の問題意識からは問題意識が限定され過ぎている。その意味では、素材的には直接的な接触点の少ない以下の研究の方が、根本的・哲学的な点で、具体的には、時間概念への着目という点で、示唆を受ける所が多かった。J.G.A. Pocock, *The Machiavellian Moment Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, 1975. 特に時間の政治学という視座を提示した同書第一章は、極めて重要で大規模な問題提起を行っており、小論に於いても、必ずしも十分とは言えないが、その問題提起を受け止めている。但し、共和主義という枠組に於いてのことではない。猶、素材的には、同じ著者による次の著作の方が、小論に近い内容を含むが、今回は、論述に反映させることができなかつた。Barbarism and Religion, 4 vol., 1999/2005.
- 53) 但し、ボダンは『国家論 (Les six livres de la République)』の仏語版 (1576) でもラテン語版 (1586) でも主権の不可分割性に直接的には言及していないが、主権の絶対性の議論で論理的に

前提されていることは、明白である。

- 54) IO. Bodini Andegavensis, *De Repblica Libri Sex*, 1586, pp.184-187.
- 55) *Ibid.*, pp.746-778.
- 56) ルソーは、一方で、「主権は分割できない (elle est indivisible.)」(Jean-Jacques Rousseau, *Ceuvres complètes III*, Gallimard, 1964, p.369.) と主張しながらも、他方で、現実的意味では「混合政体 (un Gouvernement mixte)」(*ibid.* pp.413-414.) に他の諸政体に対する優位性を認め、古代ローマ共和政を高く評価するのである。
- 57) *The English Works of Thomas Hobbes*, vol. III, 1966, p.318. その誤った思想の根本には「ギリシア人やローマ人の模倣 (Imitation of the Greeks and Romans)」(*ibid.* pp.314-316.) がある、とされる。
- 58) *Op. cit.* vol. VI, 1966, p.309.
- 59) Montesquieu, *Considérations sur les causes de la grandeur des Romains et de leur décadence*, 1734 ; Edward Gibbon, *The History of the Decline and Fall of the Roman Empire*, 1776-1789. 特に前者は、共和政の放棄がローマ滅亡の原因だとする。共和政の概念が国家の永遠性の概念に結び付けて理解されていたことを示している。
- 60) フランス革命期の思想家シエイエス (Emmanuel-Joseph Sieyès, 1748-1836) ですら、混合政体の優位性を確信していた。この問題については、以下の文献に詳しい。Alois Riklin, *op. cit.*, S.341f. 猶、この文献での議論は、革命以前の時点から混合政体に対する肯定的評価を明確に表明していたシエイエスの未公開手稿の発見に基づく、以下の研究に依拠している。Thomas Hafén, *Staat, Gesellschaft und Bürger im Denken von Emmanuel Joseph Sieyès*, Bern 1994. 因みに、シエイエスは、革命後も、混合政体を最善の政体と看做し続けた。
- 61) この概念の含意については、以下の著作の簡潔な説明を参照。岡崎勝世『キリスト教的世界史から科学的世界史へ ドイツ啓蒙主義歴史学研究』、勁草書房、2000年、5頁以下。
- 62) 前注参照。岡崎上掲書第三編第三章はカントの考察に充てられている。尚、この崩壊過程に於いて本質的意味をもった問題がエジプト史及び中国史の(聖書記述に対する)古さであったことは、歴史理解の転換がグローバルな規模での世界観の転換の側面に過ぎないことを示している。小論は、斯様な点を視野に入れて混合政体論の衰退をグローバルな世界観的変動の産物として理解しようとする意図に基づくものである。
- 63) 岡崎上掲書、266頁。
- 64) 同書、274頁。
- 65) 河野健二編『資料フランス革命』、岩波書店、1989年、462頁。国民公会での報告からの抜粋。
- 66) 同書502頁。
- 67) 共和暦制定の企ては、現実には短命に終わった。その制定過程も、順調なものではなかった。その複雑な経緯については、以下の文献に簡潔な記述がある。フランソワ・フェレ他編、河野健二他訳『フランス革命事典4』、みすず書房、1999年、78頁以下。
- 68) Marquis de Condorcet, *Esquisse d'un tableau historique des progrès de l'esprit humain*, 1795, p.4. 同様の確信は、同書の随所に於いて、披瀝されている。
- 69) *Ibid.*, p.144. 《des impostures superstitieuses》と言い換えて、神学的世界観を否認している。
- 70) *Ibid.*, pp.17-18.
- 71) *Ibid.*, p.19.
- 72) この問題については、以下の著作の提示する見通しに従う。Heinz Heimsoeth, *Die sechs großen Themen der abendländischen Metaphysik und der Ausgang des Mittelalters*, 1922.
- 73) この歴史の見通しの点で、Riklinの包括的な上掲研究に追う所は、大きい。特に同書第15章以下。
- 74) このモチーフは、ポーコックがその有名な著作で「マキアヴェリアン・モーメント」として取り

出した問題でもあったし、ヨーロッパの政治的な伝統を連続的に貫く思考枠組である。時間の政治性を歴史学の基礎的な問題として位置付けたポーコックの問題意識は、小論の考察の問題意識でもある。

75) 上掲書参照。

76) Marquis de Condorcet, op. cit., p.338. 括弧内は、引用者の補足説明。

77) J・G・A・ポーコック著、田中秀夫他訳『マキアヴェリアン・モーメント フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』、名古屋大学出版会、2008年、viii頁。Pocock, op. cit., p.vii. 方法論的基礎を論じた同書「第一部 個別性と時間」は、小論にとって、時間についてのヨーロッパ的理解の根本構造を気付かせてくれたという意味で、特に重要な意味をもつ。

【参考文献】

テキスト引用並びに訳文引用に際して利用した文献は、注に譲り、茲では省略した。また、間接的に基礎としている文献も省略した。内容に関わって直接的に言及した文献に限定している。

岡崎勝世『キリスト教的世界史から科学的世界史へ ドイツ啓蒙主義歴史学研究』、勁草書房、2000年。

上村剛『権力分立論の誕生 ブリテン帝国の『法の世界』受容』、岩波書店、2021年。

河野健二編『資料フランス革命』、岩波書店、1989年、462頁。

フランソワ・フュレ他編、河野健二他訳『フランス革命事典4』、みすず書房、1999年。

田中・藤沢編『プラトン全集11』、藤沢令夫訳『国家』、岩波書店、1976年。

J・G・A・ポーコック著、田中秀夫他訳『マキアヴェリアン・モーメント フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』、名古屋大学出版会、2008年。

E. マイヤー著、鈴木一州訳『ローマ人の国家と国家思想』、岩波書店、1978年。

Favonii Evlogii, Disputatio de Somnio Scipionis, ed. Alfred Holder, 1901.

Thomas Hafen, Staat, Gesellschaft und Bürger im Denken von Emmanuel Joseph Sieyes, Bern 1994.

Heinz Heimsoeth, Die sechs großen Themen der abendländischen Metaphysik und der Ausgang des Mittelalters, 1922.

J.G.A. Pocock, The Machiavellian Moment Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition, 1975.

Alois Riklin, Machtteilung Geschichte der Mischverfassung, 2006.

